コスタリカ経済定期報告（2017年12月）

1. 主要経済指標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　 | 2016年 | 2017年 |
| 10月 | 11月 | 12月 |
| **累積輸出総額FOB（100万ドル）** | 9,197.4 | 8,883.5 | 9,809.0 | n.a. |
| **累積輸入総額ＣＩＦ（100万ドル）** | 15,324.7 | 13,041.6 | 14,589.8 | n.a. |
| **貿易収支（100万ドル）** | ▲ 5,410.5 | ▲4,158.1 | ▲4,780.8 | n.a. |
| **財政収支対GDP比（％）** | ▲5.22 | ▲4.62 | n.a. | n.a. |
| **消費者物価指数（CPI:2015年6月を100とする）** | 99.87  | 101.8 | 102.0 | n.a. |
| **為替（通貨はコロン・1米ドルあたり・仲値・月末値）** | 539.14  | 569.84 | 566.11  | 570.20 |
| **政策金利（％）** | 1.75 (年末値） | 4.50  | 4.75  | 4.75  |
| **基本預金金利（％）** | 4.45（年末値） | 5.90  | 5.90  | 5.95  |
| **外貨準備高（100万ドル）** | 7,573.8  | 6,847.5  | 6,837.1  | 7,149.8  |

1. 経済・貿易

2017年の輸出は対前年比で翳りは見られず，11月段階で輸出総額は対前年比8%増であった。昨年のバナナの生産高は過去最高となり，近年減産気味であったコーヒーの生産量も対前年比で14.3%増加となり農産物の輸出に占める割合は依然大きい。とはいうものの，経済活動はフリーゾーン以外では総じて停滞傾向にあり昨年の経済成長率は2016年よりも下がる見込みである。

3　財政

政府の2018年予算は対前年比で4.2%増加であり，2017年の対前年比11.7%に比べれば歳出は抑えられている感はあるが，財政赤字対GDP比は11月で5%を超え政府総債務残高対GDP比は着実に50%に近づいている。今年度予算も歳出の3分の1が教育費、3分の1が国債返還に充てられているという内訳に変化はないが，ソリス政権の要の公約であった財政改革の主要法案は結局可決されることなく大統領選挙の時期を迎えることになった。

なお，近年の継続的なコロン安傾向や金利の上昇を受け，ここ数年間，年間約8,000~9,000台ペースで続いていた新車購入ブームも2017年に翳りを見せた。新車の年間販売台数は2016年の約58,000台よりも下がる見通しであり，政府の税収にも大きな影響を及ぼすものと思われる。

1. 為替・金利・インフレ

為替に関しては，年初からコロン安傾向が予測されており、昨年5月には1ドルあたり595.28コロンまで下落したが、結局年末値で1ドルあたり570.20コロン（年初から▲2.5%）であった。昨年5月の暴落は，例年5月が年間で観光客数がもっとも少なくなる月であったことも影響したが、2017年の為替は，中央銀行の積極的な介入により概ね予想どおりの結果となった。とはいうものの，今年のコロン安は1ドルあたり590コロンにまで下落する可能性が指摘されている。観光客数は，例年約5%のペースで増加を続け2017年の観光客数も300万人超となり過去最高となる見通しである。

今年は金利の更なる上昇も予測されており，昨年に引き続き消費者の購買欲が減退するため経済成長も例年以上に期待されていない。

2017年の物価上昇率は，中央銀行の年初の目標値3%±1%に到達し，対前年比2.57%増加であった。昨年顕著に値上がりしたものは水，ガス，ディーゼル，バス代などであった。物価上昇の原因は，昨年一貫して続いたコロン安傾向や原材料費の国際価格の回復の影響を受けたためであるが，今年はそれらの影響がさらに強まり物価上昇も継続していくものと思われる。

4　その他の経済ニュース

●コスタリカの難民の受け入れ状況

国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)によれば，コスタリカはラ米ではエクアドルに次いで2番目に多く難民を受け入れている国である。現在国内には4,500人の難民が滞在しており，6,500人が難民申請中である。難民の出身国の内訳は，ベネズエラ47%，エルサルバドル38％，コロンビア13%，ホンジュラス4%，キューバ3%の順である。

●電気自動車導入促進法の可決

12月14日，国会において電気自動車導入促進法案に関する第二回目の審議が行われ，賛成票37，反対票1により可決された。この法律により，電気自動車に対する販売税，奢侈税，関税の3種類の税金が免税になる。さらに，販売額が運賃・保険料込み価格 (CIF)で6万ドル以内であるならば，半額の3万ドルを上限に100%免税扱いとなる。

当初，この法案は5年以内の輸入中古車にも適用されようとしていたが，最終的には新車に限定される。適用車種は，ゼロエミッションの電気自動車 (EV)だけであり，ブラグイン・ハイブリッド車 (PHV/PHEV)は含まれないとされている。

（了）